

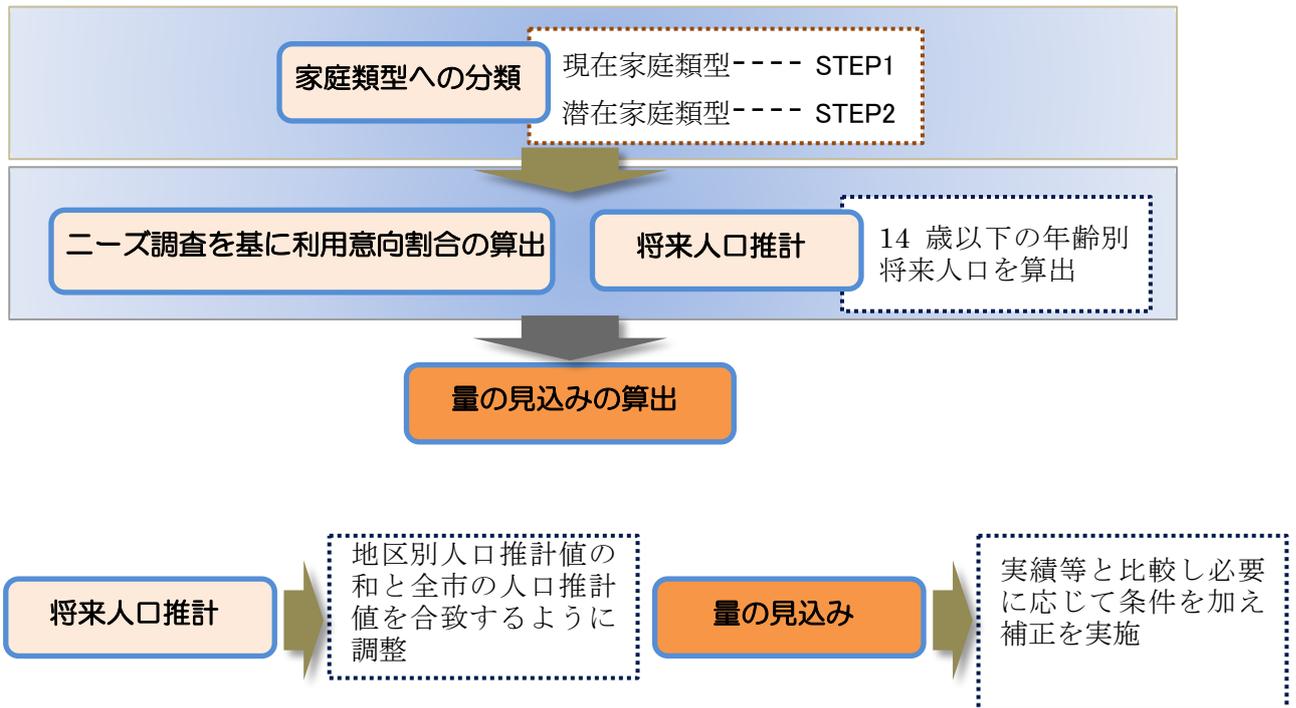
第5章 法定事業の量の見込みと確保方策

第5章 法定事業の量の見込みと確保方策

1. 法定事業の量の見込みと確保方策の概要

第5章において、本計画の策定にあたり、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用状況及び利用希望の把握を通して、計画期間における数値目標を設定することが必須記載事項となっています。

法定事業において必要な整備量（以下「量の見込み」とする。）の算出については、平成25年度に本市で実施したニーズ調査結果を基に、平成26年1月に国から示された「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」に基づき、算出を行いました。推計について、父母の就労状況を基に家庭類型を分類しました。推計の方法は次の通りです。



確保方策については、算出された見込み量を基に、実績と照合しながら検討しました。

なお、本計画の実施期間は平成31年度までとなりますが、本章で取り上げる「保育事業」の達成目標年度については、国の「待機児童解消加速化プラン」を受けて、平成29年度を目標年度とします。

2. 教育・保育提供区域の設定

計画と事業の需給バランスを判断するために、国は基本指針として区域を設定することを法定化しています。

【区域設定の際のポイント（抜粋）】

- 地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案する。
- 小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を定める必要がある。
- 区域は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となる。

本市の区域設定は、上記指針や地域特性を考慮し、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域は1地区で設定することとしました。

3. 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保

子どもに質の高い教育・保育を提供するとともに、保護者や地域の子育て力の向上に向けた支援を行うため、教育・保育の一体的な運営の推進を図ります。

- ニーズ量や地域の実情に応じて、認定こども園の普及を検討します。
- 私立幼稚園に対し、新制度に対応した認定こども園・幼稚園への移行について情報提供や働きかけを行い、移行に向けた支援を行います。
- 教育・保育施設、地域型保育事業所間の連携を推進します。
- 教育・保育施設、地域型保育事業所と小学校の連携を通して、学校教育への円滑な接続に努めます。

第5章 法定事業の量の見込みと確保方策

4. 子ども・子育て支援事業計画における目標事業量

(1) 目標事業量の設定が定められている事業一覧

①教育・保育施設及び地域型保育事業
ア 認定こども園
イ 幼稚園
ウ 保育所
エ 小規模保育事業
オ 家庭的保育事業
カ 居宅訪問型保育事業
キ 事業所内保育事業
②地域子ども・子育て支援事業
ア 時間外保育事業（延長保育）
イ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
ウ 子育て短期支援事業（ショートステイ）
エ 地域子育て支援拠点事業
オ 一時預かり事業（一時保育）
カ 病児保育事業（病後児保育）
キ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
ク 妊婦健康診査
ケ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）
コ 養育支援訪問事業及び子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 （その他要保護児童等の支援に資する事業）
サ 利用者支援事業
シ 実費徴収に係る補足給付を行う事業
ス 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

(2) 量の見込みと確保方策

【表の読み方】

- ・「確保数」＝既存施設の定員も含め用意する定員の合計
- ・確保方策の各年度の差＝当該年度の新規整備量
- ・特定教育・保育施設＝市町村の確認を受けている幼稚園・認定こども園・保育所
- ・特定地域型保育事業＝市町村の確認を受けている家庭的保育・小規模保育・
居宅訪問型保育・事業所内保育
- ・表下段・「過不足数」が、0以上になっていれば充足されたことを示す。

①教育・保育の確保方策

子ども・子育て支援新制度では、保護者の就労状況等により、教育・保育を利用する子どもについて3つの認定区分が設けられ、この区分に応じて、教育・保育施設等（幼稚園・認定こども園・保育所・地域型保育）の利用先を決定します。

＜3つの認定区分＞

- 1号認定（教育標準時間認定） ⇒ 利用先：幼稚園・認定こども園
子どもが満3歳以上で、教育を希望される場合
（ただし、2号認定のうち、教育を希望される場合、「1号認定」枠にて確保）
- 2号認定（満3歳以上・保育認定） ⇒ 利用先：保育所・認定こども園
子どもが満3歳以上で、「保育が必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望される場合
- 3号認定（満3歳未満・保育認定） ⇒ 利用先：保育所・認定こども園・地域型保育
子どもが満3歳未満で、「保育が必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望される場合

(単位：人)

教育ニーズ

(1号認定) (事業一覧の「ア」～「イ」)

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	1号認定 (3歳以上教育希望)	911	893	891	863	851
	2号認定 (3歳以上保育必要/教育希望)	351	343	343	332	327
確保数	特定教育施設	880	880	880	880	880
	確認を受けない幼稚園	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120
過不足数		738	764	766	805	822

確保策の方針と対応策

- ・幼稚園に対し認定こども園への移行について働きかけを行う。

第5章 法定事業の量の見込みと確保方策

保育ニーズ

(2号認定：3歳以上で保育が必要／上記以外) (事業一覧の「ア」及び「ウ」)

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み		407	399	398	386	380
確保数	特定保育施設	465	465	465	465	465
	認可外保育施設	73	50	25	0	0
過不足数		131	116	92	79	85

確保策の方針と対応策

- ・需給バランスのとれた施設の整備を図る。

(3号認定) (事業一覧の「ア」及び「ウ」～「キ」)

0歳児

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み		130	125	123	120	118
確保数	特定保育施設	75	90	105	105	105
	特定地域型保育事業	26	26	26	26	26
	認可外保育施設	0	0	0	0	0
過不足数		△ 29	△ 9	8	11	13

1～2歳児

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み		406	402	398	389	380
確保数	特定保育施設	362	392	422	422	422
	特定地域型保育事業	67	67	67	67	67
	認可外保育施設	0	0	0	0	0
過不足数		23	57	91	100	109

確保策の方針と対応策

- ・平成27年度に民間の認定こども園を2園整備し、定員の拡大を図る。
- ・平成28年度、平成29年度に認定こども園または保育所の開設を図る。

※2号認定、3号認定の広域調整については、管外委託と受け入れがそれぞれほぼ同数であるため、上記の確保数に含めて表示。

②地域子ども・子育て支援事業の確保方策

ア. 時間外保育事業（延長保育）

事業内容

保育園において、通常保育時間を超えて子どもを保育する事業

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	608	597	592	576	566
確保数	296	374	452	530	608
過不足数	△ 312	△ 223	△ 140	△ 46	42

確保策の方針と対応策

- ・利用しやすい環境を整え、確保を図る。

イ. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

事業内容

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に通う子どもを対象に、放課後に適切な遊び・安全な生活の場を提供することにより、子どもの健全育成を図る事業

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	低学年	522	509	494	499	488
	高学年	47	47	47	46	45
確保数		475	505	535	565	565
過不足数		△ 94	△ 51	△ 6	20	32

確保策の方針と対応策

- ・平成28年度に朝日放課後児童クラブを校内へ整備し、定員増を図る。
- ・桶川放課後児童クラブの定員の安定的確保を図る。
- ・平成29年度に西小学校区で定員増を図る。
- ・平成30年度に東小学校区で定員増を図る。
- ・放課後子供教室との連携を図ることや、居場所として児童館を活用する。

（参考）放課後子供教室の確保方策

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
確保内容	4校	6校	7校	7校	7校
平成27年度については、4校のうち、2校が新設。					

ウ. 子育て短期支援事業（ショートステイ）

事業内容

病気や育児疲れ等により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合に、児童養護施設等で短期的に宿泊を伴う養育を行う事業

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み・ 確保内容	引き続き市民のニーズを確認しながら検討する。				

確保策の方針と対応策

- ・市民のニーズを確認しながらショートステイ及びトワイライトステイの実施を検討する。
- ・広域利用の観点より、近隣自治体と連携しながら確保を図る。

エ. 地域子育て支援拠点事業

事業内容

乳幼児と保護者に安心して過ごせる遊び場等の提供や、子育てに関する総合相談及び情報提供を行う事業

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	34,500人日	33,984人日	33,504人日	32,712人日	32,064人日
確保数	6か所	6か所	6か所	6か所	7か所

確保策の方針と対応策

- ・子育てサロン活動の充実と参加を促すような広報活動を行っていく。
- ・西側地区における児童館の開設を検討する。

オ. 一時預かり事業等

(i) 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（一時保育）

事業内容

幼稚園や認定こども園（短時間保育）で、通常の教育時間終了後に子どもを預かる事業（3～5歳児対象）

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
ニーズ量	一時利用	1,155人日	1,131人日	1,129人日	1,094人日	1,078人日
	定期利用	35,211人日	34,491人日	34,431人日	33,350人日	32,869人日
確保数		16,560人日	21,510人日	26,460人日	31,410人日	36,360人日
過不足数		△19,806人日	△14,112人日	△9,100人日	△3,034人日	2,413人日

確保策の方針と対応策

- ・利用方法の周知を行うとともに利用しやすい環境を整える。
- ・一時預かりを実施する多様な形態での施設に対し支援を行う。

(ii) 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（一時保育）以外

事業内容

保護者の事情により、乳幼児を一時的に預かり、必要な保護を行う事業（すべての家庭の0～5歳児対象）

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	6,174人日	6,066人日	6,016人日	5,851人日	5,751人日
確保数	4,097人日	4,647人日	5,197人日	5,747人日	6,297人日
過不足数	△2,077人日	△1,419人日	△819人日	△104人日	546人日

確保策の方針と対応策

- ・施設への経済的支援を行っていく。
- ・一時預かりを実施する多様な形態での施設に対し支援を行う。

第5章 法定事業の量の見込みと確保方策

カ. 病児保育事業（病後児保育）

事業内容

子どもの病気により、集団保育が困難な期間、専用スペース等において、看護師等が一時的に預かる事業

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	204人日	201人日	199人日	194人日	191人日
確保数	976人日	976人日	976人日	976人日	976人日
過不足数	772人日	775人日	777人日	782人日	785人日

確保策の方針と対応策

- ・現在実施している病後児保育の制度の周知を図る。
- ・病児保育の実施検討を行う。

キ. 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

事業内容

育児の手助けが必要な依頼会員からの依頼に応じて、育児の手助けができる協力会員を紹介し、育児の支援を図る事業

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
ニーズ量	低学年	52人日	51人日	50人日	50人日	49人日
	高学年	54人日	54人日	53人日	52人日	51人日
確保数		751人日	751人日	751人日	751人日	751人日
過不足数		645人日	646人日	648人日	649人日	651人日

確保策の方針と対応策

- ・制度の周知を図る。
- ・サポート体制を強化し、活動件数の増加を図る。

ク. 妊婦に対する健康診査

事業内容

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査を実施するとともに、公費による受診負担の軽減を図る事業

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	510人 5,964回	495人 5,790回	484人 5,663回	474人 5,535回	466人 5,442回
確保内容	医療機関において、妊婦健康診査を実施する。				

確保策の方針と対応策

- ・ 現行の体制を継続する。

ケ. 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）

事業内容

保健師及び訪問員が、生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、母子の健康状態や養育環境を確認し、必要な支援を行う事業

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	432人	419人	410人	401人	394人
確保数	514人	499人	488人	477人	469人
確保内容	訪問員17人（主任児童委員14人、専門職3人）体制で実施する。				

確保策の方針と対応策

- ・ 現行の体制を継続する。

第5章 法定事業の量の見込みと確保方策

コ. 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

事業内容

- ・養育支援を特に必要とする家庭に対して、支援員による養育に関する指導・助言、ヘルパーによる援助等を、居宅を訪問して行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業
- ・要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
確保内容	調査・研究	具体的に事業化を検討する。			

確保策の方針と対応策

- ・養育支援訪問事業について、具体的に事業の実施を検討する。
- ・要保護児童対策地域協議会を積極的に活用し、子どもを守る地域ネットワークとして有効に機能させ、関係機関の連携を図る。
- ・児童虐待の防止に向けて市民への啓発活動の継続実施を図る。

サ. 利用者支援事業

事業内容

子育て中の親子の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業を円滑に利用できるよう、専門の職員が、必要な情報提供や相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う事業

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
確保数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

確保策の方針と対応策

- ・市内施設（1か所）に職員を配置する。

シ. 実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業内容

本市が定めた利用者負担額に、特定教育・保育施設等が教材費、行事参加費などの上乗せ徴収を行う際に、低所得者の負担軽減のため、公費により実費負担の補助を行う事業

確保策の方針と対応策

- ・各施設が特色を持った事業を提供するために必要な上乗せ徴収について、低所得者に対して、負担軽減のための補助を検討する。

ス. 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

事業内容

多様な事業者の能力やノウハウなどを活用しながら、教育・保育施設等の設置を促進していくために必要な調査研究、支援や相談・助言などを行う事業

確保策の方針と対応策

- ・職員を配置して、新規施設等に対する実地支援、相談・助言、連携施設のあっせん等を行う。